

1 参画の対象について記入してください。

対象の名称	花巻市まちづくり総合計画第2期中期プラン	対象区分	特に必要と認められるもの
対象の内容	【目的】花巻市まちづくり総合計画に掲げた将来都市像を実現するために、目標年次までに取り組む施策の基本的な方向性や主要事業、数値目標を示す。 【内容】重点戦略、政策別プラン(各政策の方針、成果指標、各施策の目指す姿、現状と課題、施策の方向、成果指標、主要事業)、主要事業計画、財政見直し 【区分】実施計画 【計画期間】平成29年度から平成31年度 【策定根拠】花巻市まちづくり総合計画長期ビジョン		

2 実施した方法の詳細について記入してください。※出席者数、意見数は延べ数

	当初予定	実施内容
方法①		ワークショップの実施
名称		①ワークショップ(市内全域・石鳥谷地域) ②意見交換会(大迫・東和地域)
周知方法及び時期		①ワークショップ(市内全域・石鳥谷地域) ・市内全域 広報はなまき11月1日号の配布に合わせ全戸回覧 11月1日に市ホームページに掲載。 ・石鳥谷地域 概ね開催日の10日前に各総合支所地域振興課より郵送により通知。 ②意見交換会(大迫・東和地域) 概ね開催日の10日前に各総合支所地域振興課より郵送により通知。
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳		①ワークショップ(市内全域・石鳥谷地域) ・市内全域 第1回 11月21日(月)まなび学園 第2回 11月28日(月)まなび学園 ・石鳥谷地域 11月25日(金)石鳥谷総合支所 ②意見交換会(大迫・東和地域) ・大迫地域 第1回 11月24日(木)大迫交流活性化センター 第2回 11月30日(水)大迫交流活性化センター ・東和地域 11月29日(火)東和総合支所
対象者(対象地域)		①ワークショップ(市内全域・石鳥谷地域) ・全市民を対象として実施。 ・石鳥谷地域の市民を対象として実施。 ②意見交換会(大迫・東和地域) ・大迫、東和地域の市民を対象として実施。
実施結果意見提出者数・提出件数等		①ワークショップ(市内全域・石鳥谷地域) 市内全域 出席70名 意見60件 石鳥谷地域 出席20名 意見24件 ②意見交換会(大迫・東和) 大迫地域 出席22名 意見33件 東和地域 出席19名 意見45件 計131名 計162件 ※意見の重複を除いた件数116件

方法①	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期		平成29年5月12日、ワークショップ意見一覧を市ホームページに掲載。

3 実施した方法の自己評価を記入してください。

○市民参画により効果があったことを記入してください
市民の皆様からいただいた多くの意見やアイデアを中期プラン(素案)作成にあたり参考にすることができた。
○予定を変更して実施した場合はその内容と理由を記入してください
多くの市民の皆様から日ごろ感じていることや、まちづくりに対する意見やアイデアをいただくために追加で実施した。
○反省点があれば記入してください
ワークショップ意見の集約に時間を要し公表が遅れたことから、ワークショップ意見の公表方法について検討する。
○市民参画の実施に当たって改善点があれば記入してください
開催時期・場所について参加者がより参加しやすい日程の調整。

対象の名称	花巻市まちづくり総合計画第2期中期プラン
-------	----------------------

2 実施した方法の詳細について記入してください。※出席者数、意見数は延べ数

	当初予定	実施内容
方法②	意見交換会の開催	意見交換会の開催
名称	市民説明会	市民説明会
周知方法及び時期	広報はなまきに掲載するとともに、市ホームページに掲載する。 素案については、事前周知を図るため、説明会開催前に秘書政策課、各総合支所、地域振興課、まなび学園、各振興センター、各公立図書館に備え付ける。	広報はなまき12月15日号に掲載するとともに、1月20日に市ホームページに掲載した。
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	11月 4ヵ所各1回	①花巻地域 1月31日(火)まなび学園 ②大迫地域 1月26日(木)大迫交流活性化センター ③石鳥谷地域 1月30日(月)石鳥谷生涯学習会館 ④東和地域 1月27日(金)東和総合支所
対象者(対象地域)	全市民を対象として実施する。	全市民を対象として実施。
実施結果 意見提出者数・提出件数等		①花巻地域 出席9名 意見1件 ②大迫地域 出席2名 意見4件 ③石鳥谷地域 出席0名 意見0件 ④東和地域 出席4名 意見1件 計 15名 計 6件

方法②	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	11月末に公表する。	3月29日、市民説明会と自治推進委員会(地域協議会)での意見の一覧を市ホームページに掲載。

3 実施した方法の自己評価を記入してください。

<input type="checkbox"/> 市民参画により効果があったことを記入してください  市民の皆様からいただいた意見を中期プラン(案)へ反映することができた。
<input type="checkbox"/> 予定を変更して実施した場合はその内容と理由を記入してください  当初は中期プラン(素案)を作成後、市民参画(市民説明会・各地域協議会等)を実施する予定だったが、中期プラン(素案)作成にあたり、広く市民の皆様から日ごろ感じていることや、まちづくりに対する意見やアイデアをいただくため市民ワークショップを開催したことから、素案の作成に時間を要したため、実施時期を11月から1月に変更した。
<input type="checkbox"/> 反省点があれば記入してください  素案の事前周知について、十分な期間を確保できず、各施設への備え付けの実施に至らなかった。
<input type="checkbox"/> 市民参画の実施に当たって改善点があれば記入してください  開催時期・場所について参加者がより参加しやすい日程の調整。

方法②

対象の名称	花巻市まちづくり総合計画第2期中期プラン
-------	----------------------

2 実施した方法の詳細について記入してください。 ※出席者数、意見数は延べ数

	当初予定	実施内容
方法③	その他適切と判断される方法	審議会その他の附属機関における委員の公募
名称	関係団体等からの意見聴取	花巻市地域自治推進委員会、花巻市大迫地域協議会、花巻市石鳥谷地域協議会、花巻市東和地域協議会
周知方法及び時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する。	それぞれの関係機関に対し、開催日の2週間前までに郵送により通知した。
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	11月に下記対象機関に対し各1回	①花巻市地域自治推進委員会 1月30日(月)本庁 ②大迫地域協議会 1月31日(火)大迫総合支所 ③石鳥谷地域協議会 1月30日(月)石鳥谷総合支所 ④東和地域協議会 2月2日(木)東和総合支所
対象者(対象地域)	花巻市総合計画審議会、花巻市地域自治推進委員会、花巻市大迫地域協議会、花巻市石鳥谷地域協議会、花巻市東和地域協議会	①花巻市地域自治推進委員会 15名 ②大迫地域協議会 15名 ③石鳥谷地域協議会 15名 ④東和地域協議会 15名
実施結果意見提出者数・提出件数等		①花巻市地域自治推進委員会 出席15名 意見14件 ②大迫地域協議会 出席12名 意見10件 ③石鳥谷地域協議会 出席13名 意見12件 ④東和地域協議会 出席12名 意見16件 計 52名 計 52件

方法③	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	11月末に公表する。	3月29日、市民説明会と自治推進委員会(地域協議会)での意見の一覧を市ホームページに掲載。

3 実施した方法の自己評価を記入してください。

○市民参画により効果があったことを記入してください	委員の方々からいただいた多くの意見やアイデアを参考にすることができた。
○予定を変更して実施した場合はその内容と理由を記入してください	当初は中期プラン(素案)を作成後、市民参画(市民説明会・各地域協議会等)を実施する予定だったが、中期プラン(素案)作成にあたり、広く市民の皆様から日ごろ感じていることや、まちづくりに対する意見やアイデアをいただくため市民ワークショップを開催したことから、素案の作成に時間を要したため、実施時期を11月から1月に変更した。
○反省点があれば記入してください	なし。
○市民参画の実施に当たって改善点があれば記入してください	なし。

方法③

対象の名称	花巻市まちづくり総合計画第2期中期プラン
-------	----------------------

2 実施した方法の詳細について記入してください。※出席者数、意見数は延べ数

	当初予定	実施内容
方法④	その他適切と判断される方法	その他適切と判断される方法
名称	関係団体等からの意見聴取	花巻市総合計画審議会
周知方法及び時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する。	それぞれの関係機関に対し、開催日の2週間前までに郵送により通知した。
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	11月に下記対象機関に対し各1回	3月6日(月)花巻市役所 302会議室
対象者(対象地域)	花巻市総合計画審議会、花巻市地域自治推進委員会、花巻市大迫地域協議会、花巻市石鳥谷地域協議会、花巻市東和地域協議会	花巻市総合計画審議会 委員20名
実施結果意見提出者数・提出件数等		出席16名 意見11件

方法④	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	11月末に公表する。	3月29日市ホームページに掲載。

3 実施した方法の自己評価を記入してください。

<input type="checkbox"/> 市民参画により効果があったことを記入してください 委員の方々よりいただいた意見を中期プラン(案)へ反映することができた。
<input type="checkbox"/> 予定を変更して実施した場合はその内容と理由を記入してください 当初は中期プラン(素案)を作成後、市民参画(市民説明会・各地域協議会等)を実施する予定だったが、中期プラン(素案)作成にあたり、広く市民の皆様から日ごろ感じていることや、まちづくりに対する意見やアイデアをいただくため市民ワークショップを開催したことから、素案の作成に時間を要したため、実施時期を11月から3月に変更した。
<input type="checkbox"/> 反省点があれば記入してください なし。
<input type="checkbox"/> 市民参画の実施に当たって改善点があれば記入してください なし。

対象の名称	花巻市まちづくり総合計画第2期中期プラン
-------	----------------------

市民参画職員チーム評価内容

総合評価	改善の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である  <input type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	改善の余地があるとした項目と理由
<input type="checkbox"/> 適切である  <input type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	「（仮称）西南道の駅」整備事業に係る基本設計	<p>【目的】 道の駅を核とした地域の連携強化を図り、道路利用者に安全で快適な交通環境を提供するため、太田・笹間地区への道の駅を整備する。</p> <p>【内容】 「（仮称）西南道の駅」整備に係る基本設計」</p> <p>【区分】 新規</p> <p>【建物完成までのスケジュール】 平成30年度 実施設計・用地取得 平成31年度 土木工事 平成32年度 建築工事</p>	力 (イ) 地域 建物		
2					
3					
4					
5					
6					
7					

記入方法

- 1 計画及び条例等の名称の欄には、重要な対象に該当するしないに関わらず、策定、制定を予定する計画、条例等を記入してください。
- 2 計画及び条例等の内容の欄には、何に基づき策定、制定するものなのか、内容は基本的な事項を定めるものなのか、具体的な事務事業を定めるものなのかを含め、具体的かつ詳細に記入してください。また、特に必要と認め、市民参画を実施する場合はその理由も記入してください。
- 3 重要な欄には、重要なものとして参画の対象に該当する項目をドロップダウンリストから選択し入力してください。なお、重要なものに該当しない場合は対象外を選択してください。
- 4 除外の欄には、対象から除外できるものに該当する項目をドロップダウンリストから選択し入力してください。なお、重要な欄で対象外を選択した場合には、この欄は空欄となります。
- 5 除外する理由の欄には、除外の欄で選択した項目に該当する理由を詳細に記入してください。また、重要な欄で、対象外を選択した場合は、その理由を記入願います。この場合、内容の欄に明らかに対象に該当しないことが判断できる内容（計画等の位置づけなど）が記入されているかを確認願います。

1 参画の対象について記入してください。

対象の名称	「(仮称)西南道の駅」整備事業に係る基本設計	対象区分	(特定地域)建物
対象の内容	【目的】 道の駅を核とした地域の連携強化を図り、道路利用者に安全で快適な交通環境を提供するため、太田・笹間地区への道の駅を整備する。 【内容】 「(仮称)西南道の駅」整備に係る基本設計」 【区分】 新規 【建物完成までのスケジュール】 平成30年度 実施設計・用地取得 平成31年度 土木工事 平成32年度 建築工事		

2 選択した市民参画の方法について記入してください。

方法①	その他適切と判断される方法
名称	関係団体からの意見聴取
時期及び回数	7月、11月のほか必要に応じて開催。
方法や時期を選択した理由	太田・笹間地域のために、県道盛岡和賀線の交通量を利用し、地域拠点施設として整備することから、関係機関・団体から直接具体的な意見を聞く方法として選択。時期は、基本設計素案の説明できる適切な時期を選択した。
対象者(対象地域)	花巻市「(仮称)西南道の駅」整備検討委員会 (岩手県立大学総合政策学部教授、花巻商工会議所専務理事、道の駅とうわ駅長、花巻観光協会専務理事、農事組合法人リアル代表(太田地区)、花卉栽培農家代表(太田地区)、農産物直売所すぎの木代表(笹間地区)、JAいわて花巻女性部花巻地域支部笹間支部支部長(笹間地区)、岩手県南広域振興局花巻土木センター道路整備課長、花巻市建設部長) 計10名
周知方法及び時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する。

方法②	意見交換会の開催
名称	地域住民及び団体との意見交換会
時期及び回数	11月以降開催(西南地区地域振興協議会及び太田、笹間各地区で開催)
方法や時期を選択した理由	太田・笹間地域のために、県道盛岡和賀線の交通量を利用し、地域拠点施設として整備することから市全体ではなく、太田・西南地域の住民及び団体との意見交換会を選択。事業の進展がある都度、開催する。
対象者(対象地域)	西南地区の各種団体及び住民
周知方法及び時期	西南地域振興協議会、太田・笹間地区コミュニティを通じて周知する。

3 計画・条例等の全体スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
策定等			●						→		●	→		
			・基本設計業務委託契約									基本設計の策定		
方法①				●	→	●	→	●	→	●	→	●	→	
				郵送通知	実施	意見整理			郵送通知	実施	意見整理	結果の公表		
方法②									●	→	●	→	●	→
									開催の周知	実施	意見整理	結果の公表		

市民参画・協働推進職員チーム評価内容

総合評価	検討の余地があったとした項目と理由
<input type="checkbox"/> 適切である  <input checked="" type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input checked="" type="checkbox"/> 方法                    市民参画の対象を、西南地区の市民だけではなく、広く市民へ向けて行うことについて検討を要するため。 <input type="checkbox"/> 時期 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input checked="" type="checkbox"/> 周知方法                方法②意見交換会の開催について、周知方法の検討を要するため。 <input type="checkbox"/> 周知時期

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	検討の余地があったとした項目と理由
<input type="checkbox"/> 適切である  <input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 時期 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 周知方法 <input type="checkbox"/> 周知時期

●評価後に記入 反映したことや反映しなかった場合の理由を記入してください。

反映した内容とその理由	反映しなかった内容とその理由
-------------	----------------

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市情報公開条例及び花巻市個人情報保護条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 番号法及び行政機関個人情報保護法、情報公開法の施行に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 番号法に規定される特定個人情報の保護に関する規定について、条例改正で対応するもの及び行政機関個人情報保護法、情報公開法における個人情報の定義の改正に伴い、条例においても同様に定義づけるもの</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年6月定例会 ②施行日 公布の日</p> <p>【法令等】 ①名称 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法） ・行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法） ②施行日 平成29年5月30日</p>	対象外		番号法及び行政機関個人情報保護法、情報公開法の一部改正に伴い、改正に対応した形での個人情報保護措置及び個人情報の定義を定めるものであるため
2	花巻市市税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 固定資産税において、わがまち特例の割合を定めるなどの改正。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年6月定例会 ②施行日 平成30年1月1日（平成31年1月1日、平成31年10月1日）</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律 ②法令改正施行日 平成29年4月1日</p>	対象外		地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。
3	花巻市市税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 軽自動車税のグリーン化特例を2年間延長するなどの改正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年6月定例会（平成29年3月31日専決処分） ②施行日 平成29年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律 ②法令改正施行日 平成29年4月1日</p>	対象外		地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
4	花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年6月定例会（平成29年3月31日専決処分） ②施行日 平成29年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方税法施行令の一部を改正する法律 ②法令改正施行日 平成29年4月1日</p>	対象外		地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであるため。
5	花巻市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 過疎地域自立促進特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 ・課税免除の適用を受ける事業のうち、情報通信技術利用事業を農林水産物等販売業に改正 ・課税免除を受ける設備の新設又は増設の期限を2年間延長する改正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年6月定例会（平成29年3月31日専決処分） ②施行日 平成29年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令 ②法令改正施行日 平成29年4月1日</p>	対象外		過疎地域自立促進特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。
6	花巻市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、施設又は設備の新設、増設を行った場合、固定資産税を5年間免除するもの。</p> <p>【内容】法改正に伴う適用期間の延長</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年6月定例会 ②施行日 公布の日</p> <p>【法令に基づく改正】 ①東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は、不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 ②平成29年4月1日</p>	対象外		東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は、不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正による条例の改正であるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
7	花巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】東京23区より花巻市内に本社機能を移転、もしくは本社機能を拡充する企業に対し、固定資産税を3年間不均一課税とするもの。</p> <p>【内容】法改正による条すれの修正 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年6月定例会 ②施行日 公布の日 【法令に基づく改正】 ①租税特別措置法 ②平成29年4月1日</p>	対象外		租税特別措置法の一部改正による条例改正であるため。
8	花巻市営バス条例を廃止する条例	<p>【目的】交通の確保を図り、市民の福祉の増進に寄与するため、道路運送法第80条第1項ただし書の規定により、花巻市営バスを運行する。</p> <p>【内容】東和地域を運行する市営バス5路線を、平成29年9月30日をもって廃止することに伴い、同条例を廃止しようとするもの。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案：平成29年6月定例会 ②施行日：平成29年10月1日</p>	対象外		<p>東和地域を運行する市営バス5路線の廃止については、現在、計画決定に向けて市民参画の手続きを実施中の「花巻市地域公共交通網形成計画（素案）」の中にその内容が盛り込まれており、それをもって市民参画の手続きを経ていると判断するため。</p> <p>【参考】 花巻市地域公共交通網形成計画（素案）の市民参画手続き ①パブリックコメントの実施 H29.3.2～3.31（実施済み） ②花巻市地域自治推進委員会及び3地域協議会からの意見聴取 H29.4.27・28、5.10</p>
9	花巻市駐車場条例の一部を改正する条例	<p>【目的】市街地における車両駐車空間の確保を図り、もって市民の福祉の増進に寄与する</p> <p>【内容】 ・石鳥谷駅周辺環境の良好な運営管理及び駅利用者の利便性向上を図る ・石鳥谷駅前駐車場の設置及び使用料について</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年6月定例会 ②施行日 平成29年9月1日</p>	対象外		現在の駐車場条例に石鳥谷駅前駐車場の設置及び使用料について追加するものであるため
10	花巻市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例	<p>【目的】（仮称）大迫学校給食センター供用開始に向け、設置条例を追加改正するもの。</p> <p>【内容】（仮称）大迫学校給食センターの設置に伴う改正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年6月定例会 ②施行日 平成29年7月24日</p>	対象外		現在の花巻市学校給食センター設置条例に追加するもののため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
11	花巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う所要の改正を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士のみなし特例</li> <li>・小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の避難階段の規定整備</li> </ul> <p>【議会及び施行日】</p> <p>①議会提案 平成29年6月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う用語の一部改正のため
12	花巻市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定めるもの</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主任介護支援専門員の定義を改めるものであり、主任介護支援専門員は、5年を経過することに主任介護支援専門員更新研修を修了することを規定するもの</li> </ul> <p>【議会及び施行日】</p> <p>①議会提案 平成29年6月定例会 ②施行日 公布日</p> <p>【法令に基づく改正の場合】</p> <p>①名称 介護保険法施行規則 ②法令改正施行日 平成29年3月31日</p>	対象外		介護保険法施行規則の一部改正により所要の改正を行うものであるため。